# 西村あさひ法律事務所

NISHIMURA & ASAHI



# I. インドネシア語の商品ラベル貼付 執筆者: 吉本 祐介、Ikang Dharyanto

インドネシア商務省は、昨年 11 月にインドネシア語の商品ラベル貼付義務に関する 2013 年商務省規則第 67 号(以下「新規則」といいます。)を制定しました。新規則は、本年の改正を経て、本年 6 月に効力を生じています。インドネシア語の商品ラベル貼付義務が適用される場合、商品ラベルに、明確で、理解できるインドネシア語で、商品や事業者等に関する情報を記載する必要があります。外国語を併記することは可能です。

インドネシア語の商品ラベル貼付義務自体は、2009 年商務省規則第 62 号(以下「旧規則」といいます。)により、既に導入されています。新規則は、旧規則の内容を概ね踏襲していますが、いくつか変更点があります。

#### 1. 対象商品

新規則は、商品ラベル貼付が義務づけられる商品の詳細なリストを定めています。例えば、以下の様な商品が挙げられています。

- 家電製品、情報通信機器
- 建築資材
- 自動車部品
- 靴、革製品、洗剤などの日用品、おもちゃ

新規則におけるリストは、対象となる商品の HS コードが追加されているなど、旧リストよりも対象が広くなっています。

#### 2. 例外規定

商品が新規則の定めるリストに含まれている場合であっても、一定の例外に該当する場合には、商品ラベルを貼付する必要は

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

ありません。例えば、以下の様な例外が定められています。

- ① 商品が大量に売られており、顧客の面前で包装される場合
- ② 製造過程で利用される原料
- ③ 一時的に輸入された商品
- ④ 再輸入品
- ⑤ 研究や科学の発展の目的で輸入された商品
- ⑥ 宗教、慈善、教育、災害援助などの目的で贈与するために輸入された商品
- ⑦ サンプル品
- ⑧ 政府が輸入する商品

上記の例外には旧規則では認められておらず、新規則で初めて認められたもの が含まれています。

例外規定に該当した場合であっても、直ちにインドネシア語のラベル貼付義務が 免除されるとは限らず、以下の事業者が例外規定に基づき商品ラベル貼付を省 略する場合、商務省からの許可書の取得を求められることがあります。

- 自動車のメーカー、販売代理店、輸入者
- 商品を輸入する製造者(政府が輸入する場合には、許可書を取得する必要はありません。)
- 原料を製造するメーカー



【MRT工事が進むジャカルタの大通り】

#### 3. 今後の対応

新規則は、旧規則と同様に、義務の対象となる事業者をインドネシア法人に限らず全ての者と広く定義しています。そのため、 日本企業のインドネシア現地法人のみならず、日本企業自体もインドネシアに商品を輸出する場合には、新規則を遵守する必要が生じます。

新規則に違反して、インドネシア語の商品ラベルが貼付されていない場合、商品の取引ができなくなります。また、輸入品については税関で輸入が認められなくなる可能性がありますし、インドネシア国内に所在する商品については、回収が命じられる可能性もあります。さらに、メーカーや販売店の事業許可や輸入者の輸入ライセンスの剥奪といった重大な処分が課される可能性もあります。

そのため、インドネシアに商品を輸出している企業やインドネシア国内で商品を製造・販売している企業には、自社の商品が新規則が定めるリストに含まれているか、含まれている場合には商品ラベルが適切に貼付されているか、インドネシア語の商品ラベル貼付義務の例外規定を利用できないかなどを確認することをお薦めします。



ましもと ゆうすけ

西村あさひ法律事務所 弁護士

y\_yoshimoto@jurists.co.jp

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部及び米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。日本企業のインドネシア進出、コンプライアンス問題などを幅広くサポート。



イカング ダーヤント Ikang Dharyanto

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリン・アトー

=—ikang.dharyanto@juristsoverseas.com

2010 年インドネシア弁護士登録。ジャカルタの Hadiputranto Hadinoto & Partners 法律事務所及び PT Grand Indonesia を経て西村あさひ法律事務所シンガポール事務所勤務。インドネシアにおける外国企業の投資、ジョイントベンチャー、M&A、会社法全般、危機管理等を専門とする。

# II. 今後のベトナムの不動産事業法の改正 執筆者: 武藤 司郎、Vu Le Bang、柳瀬 ともこ

ベトナムでは、2010 年から不動産市況の悪化が続き、土地及び住宅価格が急落しました。ベトナム政府は、不動産市場の回復と、より使い勝手の良い法制度を導入することを目的として、不動産事業法の改正案(以下「改正案」といいます。)を 5 月に開催された第 13 期国会(以下「国会」といいます。)の第 7 回会議に提出しました。その後、改正案には修正が加えられ、本年末に開かれる第 8 回会議に提出される予定となっており、可決されれば、2015 年 7 月 1 日に発効することとなります。本稿では、外国投資家「に関心の高い改正案のポイントを取り上げます。

#### 1. 外国投資家に認められる不動産事業範囲の制限緩和

現行不動産事業法上、外国投資家に認められる不動産事業は、①売却、賃貸又は割賦販売(所有権留保付)²を目的とする住宅・建造物の建設に対する投資、及び②インフラの整備された土地の賃貸を目的とした、借地の改良及び借地上のインフラに対する投資(例:工業団地開発への投資)に制限されています。つまり、外国投資家は、住宅・建造物の建設に投資をせずに既存の住宅・建造物を売却又は賃貸(転貸)目的で購入し又は賃借することは認められていません。そのため、現行不動産事業法の下では、他の法域において一般的に認められている「マスターリース・サブリーススキーム」³を実施することができません。さらに、上記制限のために、実施段階にある既存の不動産プロジェクトを有する会社の株式/持分を外国投資家が取得することも、当局から制限されたという実例が多数存在します。



【街中を走る自転車】

改正案第 7.3 条は「外国投資家」について「外国組織及び外国の個人」と規定しています。ただし、土地法上、外国事業体はベトナム国内の土地使用権を与えられておらず、ベトナム国内で不動産事業を直接に行うことができないことから、上記用語は国会で批判されています。土地法と整合的に考えれば、改正案の「外国投資家」に含まれる「外国組織」は、外国事業体ではなく、外資によってベトナム国内に設立された会社(いわゆる外国投資企業)を意味することになると思われます。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「割賦販売(所有権留保付)」とは、割賦販売契約に基づいて一定の前払金を支払って住宅又は建造物の使用権を取得し、その残額を月次に又は定期的に支払うもので、割賦販売期間が経過し、残額の支払いが完了した時点で、当該住宅又は建造物の所有者となる販売方法です(改正案第3.8条)。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「マスターリース・サブリーススキーム」とは、不動産建設へ投資した他の投資家から不動産を賃借し、当該不動産を顧客に対しサブリースするスキームです。本スキームは、資金が少なくても済むため、ショッピングモール、住宅、オフィスリース等の事業に広く活用されています。

ベトナム不動産市場への外国投資を促進し、2014 年 7 月 1 日に発効した改正土地法による外国投資家の権利の拡大と平仄を合わせるため、改正案は、外国投資家に以下の不動産事業を新たに認めています(改正案第 7.3 条)。

- (1) 他の投資家の不動産プロジェクトにつき、所管国家当局の許可を受けて、土地使用権の割当を受け又は土地を賃借し、売却、賃貸又は割賦販売(所有権留保付)を目的とした住宅・建造物を建設すること。
- (2) 賃貸又は割賦販売(所有権留保付)を目的として、借地上の住宅・建造物を購入又は割賦購入すること。
- (3) 転貸を目的として、住宅・建造物を賃借すること。
- (4) 転貸を目的として、技術インフラの整備された土地を賃借すること。

上記の不動産事業が認められれば、外国投資家についても、不動産プロジェクトを行う会社の株式/持分の取得やマスターリース・サブリーススキームが可能となります。

# 2. 将来建設される住宅・建造物の賃貸及び割賦販売(所有権留保付)

現行法上、将来建設される住宅・建築物の販売が認められていますが、改正案では、将来建設される住宅・建築物の賃貸及び割賦販売(所有権留保付)が新たに認められています(改正案第15.1、27及び33条)。

また、改正案は、将来建設される住宅・建築物の買主・賃借人らの保護のため、当該取引における投資家の義務(予定通り顧客に住宅・建造物を引き渡すこと等)について、金融機関の保証を受けることとする規制を新たに規定しています(改正案第 16 条)。しかしながら、金融機関が当該スキームのリスクを取ることを躊躇する可能性が高いこともあり、国会の第 7 回会議において実効性がないと批判されたことから、本規定は修正されることが予想されます。

#### 3. 不動産開発事業者の過小資本に対する新規制

現行不動産事業法上、不動産会社の最低資本金は 60 億ベトナムドン(約 30 万米ドル)と定められていますが、改正案においては 500 億ベトナムドン(約 250 万米ドル)へと引き上げられました(改正案第 8.1 条)。ただし、国会の第 7 回会議において高いと批判され、国会の常議委員会において、その額を 200 億ベトナムドン(約 100 万米ドル)まで下げること、また、具体的な金額は政府の規定に委ねられることが合意されています。

もう一つの新たな規制として、投資家が顧客から受領できる前払額に上限が設けられました(改正案第 23.1 条)。これにより、土地使用権及び土地に付着した資産に対する所有権の証明書が購入者に対して発行されるまでは、販売者は購入者から売買契約上の価格の 95%を超える額を受領することが禁止されます。さらに、将来建設される住宅・建造物を販売する場合、住宅・建造物の引渡しが行われるまでは、販売者が内国投資家の場合には 70%、外国投資企業の場合には 50%を超える額を受領することが禁止されます。

## 4. その他の主な改正点

改正案では、不動産取引実務の活発化を狙いとして、他にもいくつか重要な規定を設けています(以下はその一例です)。

- (1) 不動産取引は不動産取引所を通じて行わなければならないという制限の廃止
- (2) 一定の不動産事業活動については不動産事業ライセンスを取得せずに行うことができることの法的位置付けの明確化(改正案第8.2条)
- (3) 不動産プロジェクトを譲渡するための枠組みの導入(改正案第 43 条から 46 条)
- (4) 不動産プロジェクトに係る土地の一部譲渡又は一部賃貸の容認(改正案第47条から49条)

今後の不動産事業法の改正動向が注目されます。



むとう しろう

西村あさひ法律事務所 ハノイ事務所 弁護士

s\_muto@jurists.co.jp

1994年弁護士登録。2005年ニューヨーク州弁護士登録、2012年ベトナム外国弁護士登録。

1996 年~2000 年まで国際協力事業団の長期専門家としてベトナム司法省に駐在。2012 年~2013 年 Asia Pacific International Law Firm(APAC)への出向を経て 2013 年より当事務所ハノイ事務所駐在。



Vu Le Bang

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリン・アトーニー

vu.le.bang@juristsoverseas.com

ベトナム社会主義共和国弁護士登録。ロゴス法律事務所(ソウル、ホーチミン市)など約10年の実務経験を経て、2010年に西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所入所。



柳瀬 ともこ

西村あさひ法律事務所 弁護士

t\_yanase@jurists.co.jp

2007年弁護士登録、2013年ベトナム外国人弁護士登録。

2002 年まで株式会社大和総研勤務。2010 年 JP モルガン証券株式会社法務部出向。2013 年当事務所ホーチミン 事務所にて勤務。ベトナム進出企業が直面する様々な問題への対応をサポート。

監修: 小口光(ハノイ事務所/ホーチミン事務所代表)

# Ⅲ. 台湾の株式公開発行会社における独立取締役の資格要件について 執筆者:孫 櫻倩

### 1. はじめに

コーポレート・ガバナンスの観点から日本でも注目を集めている「独立取締役」は、台湾においては、台湾証券取引法(以下「証取法」といいます。)等の規定により一定規模以上の株式公開発行会社 <sup>4</sup>にその設置が義務付けられており <sup>5</sup>、取締役会メンバーとしての権能を担うのみならず、監査委員会を組成し且つ報酬委員会メンバーともなり得る等、会社の機関設計上の重要な要素として大きな役割を果たしています <sup>6</sup>。

そこで本稿では、台湾における「独立取締役」の資格要件について概説します。

<sup>4</sup> 台湾における株式公開発行会社とは、一般的には、①台湾証券取引所における上場会社、又は②店頭取引センターにおける(a) 店頭登録会社若しくは(b)新興市場上場会社を指しますが、必ずしもこれらには限定されません。なお、証取法の適用対象は株式 等公開発行会社に限られます。したがって、同法を直接の根拠法とする「独立取締役」の設置は、これが法令により義務づけられ る場合及び任意に設置する場合のいずれについても、株式等公開発行会社に限られることになります。

<sup>5</sup> 台湾では、台湾証券取引所又は店頭取引センターにおいて株式を上場又は店頭登録している、払込済資本金額が「100 億新台湾 ドル」以上の会社及び金融持株会社等については、2 名以上且つ全取締役数の 5 分の 1 以上に相当する数の独立取締役を置か なければならないものとされています。

<sup>6</sup> 台湾における株式公開発行会社に法令上求められる機関設計、及び「独立取締役」の果たす役割については、拙稿「台湾の株式公開発行会社におけるコーポレート・ガバナンス~求められる機関設計について~」(西村あさひ法律事務所アジアニューズレター 2014 年 3 月号、5 頁)をご参照ください。

### 2. 積極的要件

証取法の下位規範にあたる「公開発行会社が独立取締役を設置する際に遵守すべき事項に係る弁法」「以下「独立取締役設置 弁法」といいます。)によれば、株式公開発行会社の独立取締役となるためには、次に掲げるいずれかの条件を満たし、且つ当該 分野における5年以上の職務経験 8を有していることが求められます。

- (1) 大学における、商務、法務、財務、会計又は会社の業務に必要とされる分野の学部・学科の教授、准教授又は講師であること。
- (2) 裁判官、検察官、弁護士、会計士又は会社の業務に必要とされる分野の国家試験 %に合格した専門家であること。
- (3) 商務、法務、財務、会計又は会社の業務に必要とされる分野の職務経験を有する者であること。

### 3. 消極的要件

独立取締役設置弁法等によれば、上述した積極的要件を満たさない者のほか、①台湾会社法(以下「会社法」といいます。)30 条に列挙された取締役の不適格事由 <sup>10</sup>に該当する場合 <sup>11</sup>に当てはまる者や、②会社法 27 条の規定により法人株主の代表者と して会社の取締役又は監査役に選任された者についても、会社の独立取締役に任ずることは不可とされています。

また、会社の株主総会によって独立取締役に選任された日より前の 2 年間、及びその任期内において、当該独立取締役に以下(1)乃至(7)に掲げる事情があってはならないものとされており、会社と何らかの身分上、資本上、又は取引上の関係を有する場合が広範に消極的要件とされています。

- (1) 当該会社又はその関係企業 12の従業員であること。
- (2) 当該会社又はその関係企業の取締役又は監査役であること。但し、当該会社の親会社又は子会社の独立取締役であることは、これに含まれない。また、当該会社の株主総会による独立取締役選任日より前の 2 年間のうちに、当該会社の親会社及び子会社以外の関係企業において独立取締役に任ぜられていた者であっても、当該会社の株主総会による選任日よ
- 7 中文による表記は、「公開發行公司獨立董事設置及應遵循事項辦法」。
- 8 台湾国内での活動には限定されません。
- 9 台湾の国家試験を指します。
- <sup>10</sup> 会社法 30 条は経理人の不適格事由に関する規定ですが、同法 192 条 5 項により、取締役についても準用されます。
- 11 会社法 30 条に列挙された場合とは、以下の場合を指します。
  - 一、過去に組織犯罪防止条例の定める罪を犯し、有罪判決が確定し、服役期間満了後未だ5年間が経過していない場合
  - 二、過去に詐欺、背任、横領の罪を犯し、有罪判決が確定し、服役期間満了後未だ2年間が経過していない場合
  - 三、過去に公務に従事した際、公金を横領し、有罪判決が確定し、服役期間満了後未だ2年間が経過していない場合
  - 四、破産宣告を受け、未だ復権していない場合
  - 五、手形の使用停止処分を受け、その処分の終了期限が到来していない場合
  - 六、行為無能力者又は制限行為能力者に当たる場合
- 12 会社法 369 条の 1 によれば、関係企業とは、独立した存在でありながら、「支配と従属関係にある会社」及び「相互に投資している 会社」を指します。

この点、会社が直接若しくは間接に保有する他の会社の議決権のある株式若しくはその資本金の額が、当該他の会社の議決権のある発行済株式総数若しくは資本金の額の二分の一を超過している場合、又は会社が直接若しくは間接に他の会社の人事、財務若しくは業務の運営を支配している場合、会社と当該他の会社との間には「支配と従属関係」が存すると認められます。また、会社と他の会社の取締役の半数以上が同一人である場合、又は会社と他の会社の議決権のある発行済株式総数若しくは資本金の額の二分の一以上を同一人が所有若しくは出資している場合、会社と当該他の会社との間に「支配と従属関係」があることが推定されます。

他方、「相互に投資している会社」とは、会社と他の会社が相互に投資し、投資の金額が各別に相手の議決権のある株式数又は資本金の額の三分の一以上に達する会社を指します。

り前に当該関係企業の独立取締役を辞任した場合には、当該会社の独立取締役に任ずることができる。

- (3) 本人、その配偶者若しくは未成年の子の名義、又は他人の名義で当該会社の発行済株式総数の 1%以上を所有すること、 或いは当該会社株式の持株数において上位 10 位以内の自然人株主にあたること。
- (4) (1)~(3)に上掲した者の配偶者、二親等以内の親族又は三親等以内の直系血族であること。
- (5) 当該会社の発行済株式総数の 5%以上を直接に保有する法人株主の取締役、監査役若しくは従業員であること、又は当該会社株式の持株数において上位 5 位以内の法人株主の取締役、監査役若しくは従業員であること。
- (6) 当該会社と財務や業務上の往来関係を有する「特定の会社又は機構」「3の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事、経理人、又は持株比率 5%以上の株主であること。但し、当該会社の株主総会による独立取締役選任日より前の 2 年間のうちに「特定の会社又は機構」において独立取締役に任ぜられていた者であっても、当該会社の株主総会による選任日より前に当該「特定の会社又は機構」の独立取締役を辞任した場合には、当該会社の独立取締役に任ずることができる。
- (7) 当該会社又はその関係企業に商務、法務、財務、会計等のサービス又はコンサルティングを提供する専門家、或いはかかるサービス又はコンサルティングを提供する企業、組合又は機構の、責任者、パートナー、取締役若しくは理事、監査役若しくは監事、経理人又はこれらの者の配偶者であること。但し、「株式上場会社又は店頭登録会社における報酬委員会の設置及び職権行使に関する弁法」147条に基づき職権を行使する、当該会社の報酬委員会のメンバーは、これに含まれない。

### 4. おわりに~実務的観点からの ONE POINT

台湾の株式公開発行会社における「独立取締役」には、広範な消極的要件が存在しますが、他方、国籍や住所による制限はありません。かかる点も勘案し、たとえば日台双方の企業が出資する JV 会社の株式を台湾の証券取引所において上場させようとする場合等には、「独立取締役」ポストの人選を最初から台湾側に任せてしまうのではなく、2 及び 3 に上述した要件を充たしつつ日本企業の考え方にも比較的理解を示しやすい候補者の人選を、まずは自陣でも検討してみる意義が大きいように思われます。



【日本統治時代に建設された、世界3大登山鉄道の一つである阿里山森林鉄路】



# 孫櫻倩

西村あさひ法律事務所 外国法事務弁護士

i\_sun@jurists.co.jp

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003年~2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引法務、独占禁止法、及び知財争訟などを中心に、日台間の幅広い渉外案件に関与。

<sup>13</sup> ここでいう「特定の会社又は機構」については以下をご参照ください。

一、会社の発行済株式総数の20%~50%を有する他の会社は、「特定の会社又は機構」に該当します。

二、他の会社並びにその取締役、監査役及び持株比率 10%超の株主が、会社の発行済株式総数の 30%以上を所有し、且つ他の会社と会社との間に財務上又は業務上のやり取りに係る記録が存する場合、当該他の会社は「特定の会社又は機構」に該当します。なお、上述した所有株式数に係る計算に際しては、各人がその配偶者、未成年の子又は他人の名義にて所有する株式数も含まれます。

三、会社の売上総額の30%以上が、他の会社とそのグループ会社(親会社とその全ての子会社を指します。)あての売上である場合、当該他の会社は「特定の会社又は機構」に該当します。

四、会社の主要製品の原材料(仕入総額の 30%以上を占め、且つ当該製品の製造に不可欠な原材料を指します。)又は主要商品 (売上総額の 30%以上を占める商品を指します。)に関する仕入数量又は仕入総額の 50%以上が他の会社とそのグループ会社 からのものである場合、当該他の会社は「特定の会社又は機構」に該当します。

<sup>14</sup> 中文による表記は、「股票上市或於證券商營業處所買賣公司薪資報酬委員會設置及行使職權辦法」。

# IV. 外国投資法に係るミャンマー投資委員会の一連の新通達 執筆者:湯川 雄介

ミャンマー投資委員会(以下「MIC」といいます。)は、本年 8 月中旬、外国投資に関し、①外国企業に禁止又は制限される事業分野(2014 年第 49 号通達)、②環境影響評価を必要とする事業分野(同第 50 号通達)及び③免税及び減税の対象とならない事業分野(同第 51 号通達)に関する 3 つの新たな通達を発出しました。いずれも、日系企業のミャンマーへの投資判断にあたって重要な内容を含んでいることから、以下その概要を紹介します。

#### 1. 外国企業に禁止又は制限される事業分野

2014 年第 49 号通達(以下「第 49 号通達」といいます。)は、(i)外国企業に禁止される 11 の事業分野、(ii)ミャンマー国民との合弁によってのみ許容される 30 の事業分野を挙げるほか、(iii)所轄当局の承認を得た上でミャンマー国民との合弁によってのみ許容される 43 の事業分野、(iv)その他の条件によって合弁会社の形式でのみ許容される 21 の事業分野を列挙しています。

第 49 号通達の前身である 2013 年第 1 号通達(当該通達は第 49 号通達により廃止されました。以下「旧通達」といいます。)においては、(i)禁止される事業分野は 21、(ii)合弁によってのみ許容される事業分野は 42、(iii)所轄当局の承認が必要な事業分野が 115、(iv)その他の条件付きで許容される事業分野が 27 であり、第 49 号通達では規制対象となる事業分野の数が大幅に減少したこと、及び、第 49 号通達おいては、同通達に含まれない事業分野については 100%の外資事業として行うことができるとの明示の規定が設けられたことからすると、第 49 号通達の記載上は大幅な外資規制緩和がされたといってよいでしょう。



【街角で販売されるフルーツ】

より具体的には、旧通達と比較した場合、鉱物生産関連、交通インフラ関連、港湾関連、医療関連及び観光業が(ii)合弁によってのみ許容される対象から除外されています。また、(iii)所轄当局の承認が必要な事業分野については、従前の通達における複数の省庁に係る承認に関する規定が削除されています。

また、第 49 号通達において(iv)その他の条件付きで許容される事業分野及びその条件は多岐にわたりますが、大要、①石油・天然ガスに関連する事業につきエネルギー省との合弁が、②一部の化学品に係る事業につき政府との合弁が、③都市開発関連事業につき建設省の承認及び政府との合弁が、④鉄道関連事業につき連邦政府及び鉄道輸送省の承認並びに関連省庁と合弁が、それぞれ条件とされる等の制約が課されています。

今般の第 49 号通達による規制緩和のうち、特に注目されるのは、旧通達における小売業、卸売業関連の規制に関する記述が削除されたことでしょう。従前より、ショッピングセンター等いわゆる流通プロパー事業はもとより、メーカーが自社製品をミャンマー国内において代理店を用いずに自社固有の流通網を通じて販売することも困難であるというのが一般的な理解であったため、第 49 号通達において規制対象から除外されたことにより、これらの業態への参入が可能になったのではないかという期待が高まっています。しかしながら、当該通知の発出以降現時点においては、当該通達にかかわらず、ミャンマー内での小売・卸売関連活動は完全には自由化されていない模様である反面、小売・卸売関連活動でも事業分野によっては一部緩和の動きもあることから、小売・卸売関連活動を行う場合には、所轄官庁である商業省等への事前の照会を通じた個別判断が不可欠であるものと思われます。

また、それ以外の事業分野においても、従前より MIC の通達の記載内容と実際の投資許可の運用との間には往々にして齟齬

が認められていたため、通達の記載のみに依拠して投資判断を行うのは適切ではないという状況でしたが、かかる状況は未だ大きく変化していないように見受けられます。引き続き、事業遂行性の判断に先立って具体的な事業内容に基づく慎重な調査を行うことが望ましいでしょう。

# 2. 環境影響評価を必要とする事業分野

2014 年第 50 号通達は、30 の事業分野において環境影響評価を実施する必要がある旨を定めています。これは、旧通達において同様に環境影響評価を実施する必要があるとして列挙されていた 34 の事業分野とほぼ重複しており、別個独立の通達になったという形式面以上には、実質的に大きな変更が生じたものではないと評価できます。

また、現在、環境関連官庁は新たな通達とは別個に、環境影響評価の実施を必要とする事業分野を相当広汎に定めることを検討しているようであり、旧通達運用下の投資許可申請の現場においては、当該通達において環境影響評価を要する旨の定めがない事業分野においても、かかる規制を先取りした形で環境影響評価の実施が求められるという運用がなされていました。

環境影響評価はその実施に一定の期間を要するため、その要否が事業スケジュールに少なからぬ影響を及ぼしうることからも、実務上は、この新たな通達の記載のみに依拠して環境影響評価の有無を判断するのは未だ適切ではないものと思われ、上記環境関連官庁の規制の動向とあわせ注視が必要です。

## 3. 免税及び減税の対象とならない事業分野

2014 年第 51 号通達は、9 つの事業分野について関税及び商業税の減免の対象外とし、牛乳及び乳製品に関する食品事業については商業税のみが減免の対象外とされています。

従前より、投資許可プロセスの運用上、一部の事業分野については各種税の減免の恩典を受けることが認められていない模様でしたが、当該通達により、対象外となる事業分野が明らかにされたことになります。もっとも、実務上は当該通達に列挙されている事業分野以外の事業であっても減免の対象外になる可能性は否定できない点については引き続き留意が必要と思われます。

上記のように未だ留意すべき事項は少なからずあるものの、今般の一連の新通達はミャンマー政府が外国投資促進の姿勢を 打ち出したものと前向きに評価できます。ティラワ経済特区の運用開始が目前に控えていること等を含め、ミャンマー進出の環境 は徐々に整いつつあり、日系企業の今後の益々の投資促進が期待されます。



ゅかわ ゆうすけ 湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所代表 弁護士

y yukawa@jurists.co.jp

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2007年より、米国のフェンウィック・アンド・ウエスト法律事務所及びクリアリー・ゴットリーブ・スティーン・アンド・ハミルトン法律事務所にて勤務した経験をもつ。2013年よりミャンマーに駐在し、ミャンマー進出を検討する日本企業へアドバイスを提供。

# 書籍:論文情報

◆ 西村高等法務研究所叢書(8) アジア進出企業の法務 - M&A 法制を中心として 執筆者: 小口光、久保光太郎、福沢美穂子、孫櫻倩、吉本祐介

詳細: http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article\_13819.html

◆ 東南アジア諸国およびインドの汚職リスク対策 執筆者: 久保光太郎、鈴木多恵子

掲載誌: 会社法務 A2Z(2014 年 9 月号)

◆ タイ子会社有利発行事件東京高裁判決の検討 執筆者: 太田洋

掲載誌: 月刊国際税務 Vol.34 No.6

◆ 撤退を見すえたインドへの戦略的進出~新会社法で変わる倒産制度~ 執筆者: 久保光太郎、桑形直邦

掲載誌: ビジネス法務 2014 年 7 月号

◆ アジア子会社と事業再生・撤退執筆者: 松嶋英機、柴原多、久保光太郎、張翠萍、佐藤正孝

掲載誌: 季刊事業再生と債権管理 No.144

◆ マレーシア点描「マレーシアの税制の概要」 執筆者: 小山晋資

掲載誌: ASEAN 経済通信第 282 号

# 当事務所のアジアネットワーク



### 東京事務所:

Tel: 03-5562-8500

E-mail: info@jurists.co.jp

#### バンコク事務所: Tel: +66-2-168-8228

 $E-mail: info\_bangkok@juristsoverseas.com\\$ 

#### ハノイ事務所:

Tel: +84-4-3946-0870

E-mail: info\_hanoi@juristsoverseas.com

#### ホーチミン事務所:

Tel: +84-8-3821-4432

E-mail: info\_hcmc@juristsoverseas.com

# シンガポール事務所:

Tel: +65-6922-7670

E-mail: singapore@juristsoverseas.com

# ヤンゴン事務所:

Tel: +95-1-255070

E-mail: info\_yangon@juristsoverseas.com

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

西村あさひ法律事務所では、アジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレター を執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<a href="http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html">http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html</a>)に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。